一般社団法人 日本形成外科学会専門医生涯教育制度 細則

平成 25 年 3 月制定 平成 26 年 4 月改定 平成 27 年 4 月改定 平成 29 年 4 月改定

第1章 総 則

- 第1条(目的と事項) 日本形成外科学会専門医生涯教育制度(以下,本制度という)は形成外科領域専門医の生涯教育を目的とし、各専門医はこの目的達成のため次の事項を行う。
 - 1) 日本形成外科学会および形成外科学に関連する諸 学会・研修会への積極的参加。
 - 2) 形成外科学会誌および関連学術誌等への論文掲載・啓蒙。
 - 3) その他形成外科領域専門医の生涯教育に役立つ事 項。

第2章 専門医生涯教育委員会

- 第2条(構成) 本制度の円滑なる運営のために専門医生 涯教育委員会(以下,委員会という)を置き委員長1名, 委員若干名で構成する。
- 第3条(委員長) 専門医の中から理事長が指名する。 第4条(委員) 委員長の指名により専門医の中から選び 理事長の承認をうる。
- 第5条(委員の任期) 2年として重任を妨げない。
- 第6条(審査会) 随時,委員長が指定する日時に行う。
- 第7条(業務) 以下の認定結果を理事長に報告し理事長の承認のもとに事業を行う。理事長は領域専門医更新の有資格者を機構に報告する。
 - 1) 形成外科医の生涯教育の一環としての形成外科領域専門医の更新に関する資格の認定
 - 2) 履修項目およびその点数の認定。
 - 3) 生涯教育事業の認定。
 - 4) その他専門医資格更新に関わる業務。

第3章 生涯教育の基準となる単位数

- 第8条(生涯教育基準の単位数) 診療実績,講習会,学会,研修会,その他への参加,学会発表,形成外科専門 誌および関連医学専門雑誌への論文掲載等について施行 細則の生涯教育基準点数にもとづき点数が与えられる。
- 第9条(点数の認定) 生涯教育基準点数に記載されてないものの点数については委員会に申請して点数を認定し

てもらうことができる。

第4章 領域専門医更新のための要件

- 第10条(領域専門医更新に要する点数と日本形成外科学 術集会参加義務) 形成外科領域専門医は,5年間で最低 50単位を獲得しなければならない。
- 第11条(領域専門医の更新および資格の喪失) 専門医 は生涯教育制度に則り5年毎に領域専門医の更新を行い、機構が資格を認定、登録して認定証を再交付する。5年間で必要な単位を獲得しえない者は専門医資格を停止する。続く2年で所定の単位を獲得しえない場合は専門医制度細則第29条の手続きを経て専門医資格を喪失する。なお、停止期間中は更新の申請資格は保有するが専門医資格は停止する。
- 第12条(本制度適応の留保) 国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。
- 第13条(診療実績) 領域専門医更新に際しては、所定の様式に従った診療実績を提出し、審査を受けるものとする。診療実績によって得られる単位数は5年間で10単位とする。なお3回以上専門医更新を行った者については、4回目以降の更新審査において診療実績の提出を免除し、合計40単位分の提出でよいものとする。

第5章 領域専門医更新のための方法

- 第14条(提出書類) 領域専門医の申請を行う者は更新 申請書を事務局に請求し、必要事項を記入の上、所定の 期日までに所定の実績記録とともに委員会に提出する。
- 第15条(講習会への参加の確認) 機構によって指定された講習(専門医共通講習および形成外科領域講習)への参加によって得られる単位については、参加証明あるいは受講票などを各自保存し、所定の申請書に添付する。
- 第16条(学術業績等) 学会参加(5年間で最大6単位) や学会発表、専門誌への論文掲載に関しては、所定の事 項を記載して申告する。これらの学術業績等によって得 られる単位数は5年間で最小6単位最大15単位までとす ろ

第17条(審査結果の通知) 専門医生涯教育委員会は, 審査の結果を理事長に報告する。また理事長は更新の有 資格者を機構に報告し、そののち機構からの審査結果を すみやかに申請者に通知する。

第6章 異議の申し立て

第18条(異議の申請) 点数の認定,資格更新などに異議のあるものは理由を付して理事長に異議を申し立てることができる。ただし、点数の認定あるいは機構による専門医更新の審査結果を理事長が申請者に通知した消印日から14日以内とする。

第7章 細則の変更手続き

- 第19条(異議の審理) 異議の申し立てについては委員 会が再審査をし、理事長に報告する。
- 第20条(改廃) この細則の改廃は、評議員会の議決を 経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

- 1. この細則は平成29年4月1日より施行する。
- 2. 機構による形成外科領域専門医の更新開始当初の5年間においては、移行措置として領域専門医更新に関する要件・方法等を別途定める。